

## 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第33回）議事録

日時 平成28年7月29日（金）10:59～12:08

場所 中央合同庁舎4号館2階 第3特別会議室

出席者 （委員） 樫谷委員長、今野委員、島本委員、山根委員  
（関係府省庁）

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 森田課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 柿澤専門官

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 齋藤室長

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 星室長補佐

（事務局）

佐々木事務局長、川上事務局次長、田中参事官、佐藤参事官、小堀参事官、  
竹村参事官補佐

### 1. 開会

（樫谷委員長） それでは、定刻となりましたので、第33回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

なお、本委員会の会議の公開につきましては、会議規則第4条において原則公開とされているところでございますけれども、本日の議事の5つ目「学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816）について」につきましては、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を含むため、会議規則第4条ただし書きの規定により、会議及び議事録を非公開とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事次第に沿って進めたいと思いますけれども、今野委員は少しおくれでいらっしゃるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

### 2. 評価・調査委員会委員長代理の指名について

（樫谷委員長） 初めに、「評価・調査委員会委員長代理の指名について」でございます。

（資料配付）

（樫谷委員長） ただいま配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。委員長代理につきましては、会議規則第1条第3項において「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされており、委員長が委員長代理を指名することとされております。

今野委員はまだおくれでいらっしゃいますけれども、委員長代理について、今野委員に

お願いしたいと思います。今野委員は御了解いただいているということなので、よろしく  
お願いしたいと思います。

### 3. 評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名等について

(樫谷委員長) 続きまして、「評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名等について」でございます。

(小堀参事官) 資料を配付してください。

(資料配付)

(樫谷委員長) よろしいでしょうか。配付していただきました資料のとおりでございますが、各部会に所属する委員及び専門委員につきましては、会議規則第5条第2項において「部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する」とされております。お手元の名簿にありますとおり指名したいと思いますので、皆様におかれましては、それぞれの部会で精力的な議論をお願いしたいと思います。

続きまして、各部会長の指名をさせていただきたいと思います。

部会長につきましては、会議規則第5条第3項において「部会に属する委員のうちから委員長が指名する」とされております。

医療・福祉・労働部会につきましては今野委員、教育部会につきましては明石委員にそれぞれ部会長をお願いすることとし、地域活性化部会につきましては私が務めさせていただきたいと思います。

今野委員と明石委員については、御了解をいただいているということでございます。引き続きよろしくお願いたしたいと思います。

なお、部会長代理につきましては、会議規則第5条第4項において「部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされております。

そこで、医療・福祉・労働部会の今野部会長からは、きょうはまだおくれでいらっしやいますけれども、部会長代理として島本委員を指名させていただきたいということでございますので、島本委員、よろしくお願いたします。

教育部会の部会長代理につきましては、やはりきょうは御欠席でございますけれども、明石部会長より同じく島本委員で、大変申しわけございませんが、御指名ということで承っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それから、地域活性化部会の部会長代理には山根委員を指名させていただきたいと思えますので、山根委員、よろしくお願いたします。

島本委員、山根委員におかれましては、引き続きよろしくお願いたしたいと思います。

殊に、島本委員におかれましては、医療・福祉・労働部会と教育部会の部会長代理を兼務いただくということで、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

### 4. 平成28年度の評価対象となる規制の特例措置について

(樫谷委員長) 次に、「平成28年度の評価対象となる規制の特例措置について」を議題といたしたいと思ひます。

事務局より御説明をお願いしたいと思ひます。

(小堀参事官) それでは、資料2、資料3に基づきまして御説明申し上げたいと思ひます。

構造改革特別区域基本方針、これは平成15年1月24日閣議決定のものでございますが、こちらのほうでは規制の特例措置の評価時期につきましては、当評価・調査委員会において「評価の時期を検討し、本部長に意見を提出するもの」とされてございます。構造改革特別区域本部長は「評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するもの」とされているわけでございます。

こうした手続を経まして、平成28年度、本年度に評価対象となる規制の特例として本部決定されている規制の特例措置、これを一覧にしたものが資料2でございます。

すなわち、特例措置番号920の「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置番号939の「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置番号2001の「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」、以上3つでございます。

この表の右側から2番目の段に「過去の評価時期」という欄がございますが、こちらをごらんいただければわかりますとおり、特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置番号939「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」、これにつきましては既に当委員会に継続している案件でありますので、その内容については省略をさせていただきます。新たに当委員会の評価に係ります特例措置番号2001「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」について、まず簡単にその概要を御説明申し上げたいと思ひます。

7ページをお開きいただければと存じます。

この特例措置は平成27年の8月に措置されたものでございまして、従前、満3歳未満の園児に対する給食の提供につきましては、公立保育所では特区内に限り保育所外で調理し搬入することが認められているわけでございます。

公立幼保連携型認定こども園の給食につきましては、施設外で調理し搬入する方法は認められてこなかったところでございますが、構造改革特区の活用によりまして、この真ん中ほどにございます「主な要件等」の欄に記載の要件を満たした場合には、公立幼保連携型認定こども園の給食につきましても施設外で調理し搬入することができることとされたところでございます。

認定計画数でございますが、下のほうに書かせていただいておりますとおり、平成28年6月末時点で6件ということでございます。

なお、この6件のうち5件につきましては、特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、こちらに基づき措置されて外部搬入方式をとっていた公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行したものでございまして、当初より幼保連携型認

定こども園として給食の外部搬入方式の認定を受けたものは、7ページ右下に書いてございます「加東市はぐくみ給食特区」というものがございまして、この平成27年11月に認定されたもの1件のみという状況になっているところでございます。

続きまして、この3つの特例措置の審議部会についてでございます。

資料2、1ページに戻っていただければと存じますが、特例措置番号920、特例措置番号939、こちらにつきましては継続案件として既に当委員会の医療・福祉・労働部会のほうに係属しているところでございます。特例措置番号2001につきましては、今回新たに本委員会の評価・調査の対象となることから、その審議部会について御議論していただく必要がございます。

この点につきまして、事前に委員長とも相談をさせていただいたのでございますけれども、特例措置番号920、特例措置番号2001につきましては、いずれも3歳児未満に対する給食について外部搬入方式を認めるかどうかという共通の問題を含んでございまして、密接に関連するものと考えられます。また、当委員会としてこの2つにつきましては、評価結果を整合的なものにするのが求められているかと考えられます。

こうした観点から、特例措置番号2001の措置につきましても、特例措置番号920、特例措置番号939とも同様でございますけれども、医療・福祉・労働部会において御審議をいただければどうかと考えてございます。

なお、本日欠席でございますけれども、教育部会の明石先生に事前に御説明申し上げましたところ、同様の趣旨から医療・福祉・労働部会において御審議いただけるようお願いしたいという旨のお考えを頂戴しているところでございます。

また、本日おくれてこられるということでございますけれども、今野先生からもその旨、御了解をいただいていると聞いてございます。

続きまして、資料3をお開きいただければと存じます。

本年度の委員会における評価・調査のスケジュールについて御説明申し上げます。

これにつきまして、本年度につきましても、おおむね昨年と同様のスケジュールで評価・調査を行うこととしてはどうかと考えてございます。

具体的に申し上げますと、この7月の枠囲みのところに「本委員会」というものがございまして、これがまず、本日の本委員会に相当するわけでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、係属する部会について御議論をお願いしたところでございまして、ここで評価対象となる規制の特例措置に係る審議部会を決めていただければありがたいと考えてございます。

その上で、本委員会の終了後、速やかに内閣府あるいは関係府省において調査票の原案を作成しまして、おおむね9月の中下旬ごろから各案件の審議部会において調査票の御検討をいただき、10月上旬に当委員会として調査票を決定していただければありがたいと考えてございます。

そして、10月の上中旬よりおおむね1カ月程度をかけましたアンケート調査を実施する

とともに、その結果を取りまとめた上で11月中旬以降、それぞれの審議部会におきまして調査結果を踏まえた評価意見の検討を行っていただき、おおむね1月中を目途に各専門部会において評価意見の案を取りまとめていただき、2月中に当委員会として評価意見を取りまとめていただければというスケジュールで考えてございます。

なお、構造改革特別区域基本方針においては、先ほども申し上げましたが、当委員会において取りまとめていただいた評価意見を踏まえる形で、構造改革特別区域本部におきまして対応方針について決定することとされてございますが、これにつきましては、3月の中下旬あるいは4月の上旬ぐらいに行うことを想定しているといった状況でございます。

長くなりましたが、私の説明は以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました平成28年度の評価の対象となります規制の特例措置等につきまして、これはどこの部会で議論するのかの決定とスケジュールの決定ということによろしいですね。

(小堀参事官) そこについてコンセンサスを得ていただければという趣旨でございます。

(樫谷委員長) わかりました。

そういうことでございますので、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

それでは、平成28年度の評価・調査委員会につきましては、ただいま説明のありましたとおりに進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次をやってしまっているのですか。

(小堀参事官) まだ今野先生が来ておりませんが、議決段階で定足数に達していれば大丈夫でございますので、始めていただいて大丈夫でございます。

<以後、議事非公開>